

「社会教育推進の重点」（令和4年度・令和5年度）新旧対照表

資料 No1

※下線は昨年度との変更点

| 【 令和4年度 】 | 【 令和5年度 】 |
|---------------------------------|--------------------------------|
| 社会教育推進の重点目次 | 社会教育推進の重点目次 |
| はじめに 1 | はじめに 1 |
| 重点1 生涯学習社会の実現 | 重点1 生涯学習社会の実現 |
| 1 生涯学習推進体制の整備 2 | 1 生涯学習推進体制の整備 2 |
| 2 現代的・社会的課題に関する学習活動の推進 2 | 2 現代的・社会的課題に関する学習活動の推進 2 |
| 3 地域を創る公民館活動の推進 3 | 3 地域を創る公民館活動の推進 3 |
| 4 生涯学習を進める図書館活動の推進 4 | 4 生涯学習を進める図書館活動の推進 4 |
| 5 社会教育施設及び設備の充実 4 | 5 社会教育施設及び設備の充実 4 |
| 重点2 人権教育の推進 | 重点2 人権教育の推進 |
| 1 人権教育及び啓発活動を進める体制の充実 5 | 1 人権教育及び啓発活動を進める体制の充実 5 |
| 2 人権に関する学習機会の充実 5 | 2 人権に関する学習機会の充実 5 |
| 重点3 家庭・地域社会の教育力の向上 | 重点3 家庭・地域社会の教育力の向上 |
| 1 子どもの成長を支える家庭教育の振興 6 | 1 子どもの成長を支える家庭教育の振興 6 |
| 2 青少年の育成と地域活動の推進 6 | 2 青少年の育成と地域活動の推進 6 |
| 3 地域の教育力を高める学習活動の充実 7 | 3 地域の教育力を高める学習活動の充実 7 |
| 重点4 文化芸術の振興 | 重点4 文化芸術の振興 |
| 1 <u>文化の薫り高いまちづくり</u> 7 | 7 |
| 2 <u>芸術鑑賞の機会及び情報の提供</u> 8 | 7 |

重点5 文化財の**保護**と活用 8

重点6 生涯スポーツの推進

- 1 ライフステージに応じたスポーツ施策の推進 9
- 2 スポーツ競技力の向上 1 0
- 3 スポーツ・レクリエーション環境の整備・充実 1 1
- 4 スポーツ観光のまちづくり 1 1

重点7 社会教育推進体制の充実 1 2

重点5 文化財の**保存**と活用 8

- 1 京丹後の「光」をつなぐまちづくりの推進 8
- 2 歴史文化の特徴を活かした文化財の保存・活用の推進..... 9

重点6 生涯スポーツの推進

- 1 ライフステージに応じたスポーツ施策の推進 1 0
- 2 スポーツ競技力の向上 1 0
- 3 スポーツ・レクリエーション環境の整備・充実 1 1
- 4 スポーツ観光のまちづくり 1 1

重点7 社会教育推進体制の充実 1 2

重点 1 生涯学習社会の実現

1 生涯学習推進体制の整備

人生100年時代を迎え、子どもから高齢者まで、すべての市民が元気に活躍し続け、安心して暮らすことのできる社会を作るため、生涯学習社会の実現が重要となる。誰もが生涯を通じて学び、創造性あふれる豊かな生活を送るため、あらゆる機会や場所で、必要なことを、自分に適した手法で、自発的に学び、その成果を地域社会に還元し活躍できる環境を整える。

- (1) 生涯学習を総合的かつ効果的に進めるため、市長部局、学校園所、家庭、地域、各種団体等、多様な主体と情報を共有しながら、連携・協働をさらに進める。
- (2) 社会教育委員等の教育関係機関の意見を踏まえながら、市民の学習ニーズの把握に努め、実態に即した学習機会の提供とともに、より多くの人が学びの場に一步を踏み出すきっかけづくりを工夫するなど、必要な施策を実施する。
- (3) 自主運営サークル等が持続可能な活動を行えるよう側面的な育成・支援を行うとともに、活動の成果を地域に還元する環境を整備し、自発的な学習ボランティアの確保に努める。

2 現代的・社会的課題に関する学習活動の推進

様々な現代的・社会的課題に関し、市民同士が学び合い、教え合う相互学習等が活発に行われる環境を醸成するなど、学習機会の提供に努める。

- (1) 国際化の進展に伴い、我が国の伝統文化を尊重しながらも、異なる多様な文化や習慣を持つ人々と共に暮らす地域づくりに向け、国際理解に関する学習活動を推進する。

重点 1 生涯学習社会の実現

1 生涯学習推進体制の整備

人生100年時代を迎え、子どもから高齢者まで、すべての市民が元気に活躍し続け、安心して暮らすことのできる社会を作るため、生涯学習社会の実現が重要となる。誰もが生涯を通じて学び、創造性あふれる豊かな生活を送るため、あらゆる機会や場所で、必要なことを、自分に適した手法で、自発的に学び、その成果を地域社会に還元し活躍できる環境を整える。

- (1) 生涯学習を総合的かつ効果的に進めるため、市長部局、学校園所、家庭、地域、各種団体等、多様な主体と情報を共有しながら、連携・協働をさらに進める。
- (2) 社会教育委員等の教育関係機関の意見を踏まえながら、市民の学習ニーズの把握に努め、実態に即した学習機会の提供とともに、より多くの人が学びの場に一步を踏み出すきっかけづくりを工夫するなど、必要な施策を実施する。
- (3) 自主運営サークル等が持続可能な活動を行えるよう側面的な育成・支援を行うとともに、活動の成果を地域に還元する環境を整備し、自発的な学習ボランティアの確保に努める。

2 現代的・社会的課題に関する学習活動の推進

様々な現代的・社会的課題に関し、市民同士が学び合い、教え合う相互学習等が活発に行われる環境を醸成するなど、学習機会の提供に努める。

- (1) 国際化の進展に伴い、我が国の伝統文化を尊重しながらも、異なる多様な文化や習慣を持つ人々と共に暮らす地域づくりに向け、国際理解に関する学習活動を推進する。

- (2) 本市の美しい自然を守り育てる環境づくりに向け、市民の自主的な環境保全活動を支援するとともに、地域の自然資源等を活用した学習及び体験活動を推進する。
- (3) 情報モラル教育を推進するとともに、スマートフォンをはじめとした様々な情報機器や情報通信手段の多様化への対応、インターネット利用のルールに関する啓発を地域、関係団体と連携し推進する。
- (4) ジェンダー平等の理念を踏まえ、男女共同参画社会をめざし、地域
の女性組織の育成及び学習・交流活動を推進する。
- (5) 「人生100年時代」と言われる長寿社会にあつて、高齢者の「健康づくり」「仲間づくり」「生きがいづくり」につながる学習機会の提供・充実に努め、生涯を通じて学び、地域に参画し豊かな知識・技術・経験をいかせる環境を整備する。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策について正しく認識し、
活動において実践するとともに、感染者等が差別、偏見、いじめ、誹
謗中傷などの対象とならないよう、人権を守る活動を推進する。

3 地域を創る公民館活動の推進

公民館は、社会教育の実践活動を進める拠点として、地域活動をリードし、地域をつなげていくコーディネーターの役割を担っており、社会教育を基盤とした、「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」に向け、その機能を十分に発揮するよう努める。

- (1) 中央公民館と地域公民館との連携を強化し、地域の課題や時代の変化に対応した学習活動を推進する。
- (2) すべての市民が気軽に参加し仲間づくりや交流できる地区公民館活動を支援し、市民主体の学習を促進する。
- (3) 社会教育の強みである「人づくり」「つながりづくり」をいかしつつ、

- (2) 本市の美しい自然を守り育てる環境づくりに向け、市民の自主的な環境保全活動を支援するとともに、地域の自然資源等を活用した学習及び体験活動を推進する。
- (3) 情報モラル教育を推進するとともに、スマートフォンをはじめとした様々な情報機器や情報通信手段の多様化への対応、インターネット利用のルールに関する啓発を地域、関係団体と連携し推進する。
- (4) ジェンダー平等の理念を踏まえ、男女共同参画社会をめざした
学習・交流活動を推進する。
- (5) 「人生100年時代」と言われる長寿社会にあつて、高齢者の「健康づくり」「仲間づくり」「生きがいづくり」につながる学習機会の提供・充実に努め、生涯を通じて学び、地域に参画し豊かな知識・技術・経験をいかせる環境を整備する。
- (6) ICT、デジタル化が進展する社会において、効果的な社会教育活
動が展開されるよう、「対面による学び」の重要性を踏まえながら、「オ
ンラインによる学び」を推進するなど、ICT、デジタル技術の活用
を図る。

3 地域を創る公民館活動の推進

公民館は、社会教育の実践活動を進める拠点として、地域活動をリードし、地域をつなげていくコーディネーターの役割を担っており、社会教育を基盤とした、「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」に向け、その機能を十分に発揮するよう努める。

- (1) 中央公民館と地域公民館との連携を強化し、地域の課題や時代の変化に対応した学習活動を推進する。
- (2) すべての市民が気軽に参加し仲間づくりや交流できる地区公民館活動を支援し、市民主体の学習を促進する。
- (3) 社会教育の強みである「人づくり」「つながりづくり」をいかしつつ、

持続可能な活力ある地域づくりを目指した「新たな地域コミュニティ」の形成及び活動を支援する。

- (4) 社会教育関係者を対象に企画・運営力、コミュニケーション能力の開発等、スキルアップに向けた意見交換・交流・研修の機会の拡充に努める。
- (5) 地域の各種団体等の情報を共有し、団体・グループの育成だけでなく連携した取組を進めるとともに継続的な学習活動を展開する団体に対し様々な方法で支援する。

4 生涯学習を進める図書館活動の推進

図書館は、生涯学習社会、情報社会における知識・情報の拠点として、幅広い資料、情報の収集と提供を進めるとともに、より多様な市民の図書館利用を促進し、市民や社会の要請に応える図書館づくりを推進する。

- (1) 図書館の利用を促進するため、常に資料の充実とサービスの向上に努めるとともに、未利用者等へのアプローチなど、広報、情報発信の工夫と充実に努める。
- (2) 京丹後市子どもの読書活動推進計画第三次推進計画に基づき、学校園所、家庭、地域及び関係機関と連携しながら、子どもの読書活動を推進する。
- (3) ボランティアの育成と活用を図るとともに、読書活動の普及・啓発に努める。
- (4) 市民の幅広いニーズに対応するため、広域的な情報の収集と提供を進める。
- (5) 本館と分館の連携を深め、市民が利用しやすい運営に努める。
- (6) 中央図書館の整備及び市立図書館全体の今後のあり方について、京丹後市都市拠点等の在り方検討会議の進捗を踏まえ、研究、検討を進

持続可能な活力ある地域づくりを目指した「新たな地域コミュニティ」の形成及び活動を支援する。

- (4) 社会教育関係者を対象に企画・運営力、コミュニケーション能力の開発等、スキルアップに向けた意見交換・交流・研修の機会の拡充に努める。
- (5) 地域の各種団体等の情報を共有し、団体・グループの育成だけでなく連携した取組を進めるとともに継続的な学習活動を展開する団体に対し様々な方法で支援する。

4 生涯学習を進める図書館活動の推進

図書館は、生涯学習社会、情報社会における知識・情報の拠点として、幅広い資料、情報の収集と提供を進めるとともに、より多様な市民の図書館利用を促進し、市民や社会の要請に応える図書館づくりを推進する。

- (1) 図書館の利用を促進するため、常に資料の充実とサービスの向上に努めるとともに、未利用者等へのアプローチなど、広報、情報発信の工夫と充実に努める。さらに電子図書館の導入の検討等、読書活動を促進するための環境整備を進める。
- (2) 京丹後市子どもの読書活動推進計画第三次推進計画に基づき、学校園所、家庭、地域及び関係機関と連携しながら、子どもの読書活動を推進する。
- (3) ボランティアの育成と活用を図るとともに、読書活動の普及・啓発に努める。
- (4) 市民の幅広いニーズに対応するため、広域的な情報の収集と提供を進める。
- (5) 本館と分館の連携を深め、市民が利用しやすい運営に努める。
- (6) 中央図書館の整備及び市立図書館全体の今後のあり方について、京丹後市都市拠点等の在り方検討会議の進捗を踏まえ、文化芸術発信の

める。

5 社会教育施設及び設備の充実

公民館や図書館等の社会教育施設には、学習や交流の拠点としてだけでなく、市民主体の持続可能な地域づくりの取組拠点としての役割が不可欠である。社会の要請に応えながら、計画的に老朽化対策を行い、各施設の機能を生かした有効な活用と利用の促進を図る。

分野を超えた連携や参加を促す運営について検討する。

- (1) 市民の主体的な活動を支援し、学習成果をいかす場を提供することは、さらなる学習意欲の向上や社会参加の支援などの相乗効果が期待できるため、各施設の機能を十分に生かした事業の実施と施設の適切な管理運営に努める。
- (2) 市民や社会の要請に応え、より有効に利活用される社会教育施設のあり方を検討する。

重点 2 人権教育の推進

1 人権教育及び啓発活動を進める体制の充実

人権問題は、国民的な重要課題であることを踏まえ、あらゆる人権問題の解決や一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けて、関係機関と連携しながら、人権に関する正しい理解と認識を高める活動を推進する。

- (1) 第2次京丹後市人権教育・啓発推進計画に基づき、人権尊重の精神が身につくことを目的として、関係機関・団体と連携し、人権教育の機会を提供する。

拠点整備と合わせて、研究、検討を進める。

5 社会教育施設及び設備の充実

公民館や図書館等の社会教育施設には、学習や交流の拠点としてだけでなく、市民主体の持続可能な地域づくりの取組拠点としての役割が不可欠である。社会の要請に応えながら、計画的に老朽化対策を行い、各施設の機能を生かした有効な活用と利用の促進を図る。

分野を超えた連携や参加を促す運営について検討する。

- (1) 市民の主体的な活動を支援し、学習成果をいかす場を提供することは、さらなる学習意欲の向上や社会参加の支援などの相乗効果が期待できるため、各施設の機能を十分に生かした事業の実施と施設の適切な管理運営に努める。
- (2) 市民や社会の要請に応え、より有効に利活用される社会教育施設のあり方を検討する。

重点 2 人権教育の推進

1 人権教育及び啓発活動を進める体制の充実

人権問題は、国民的な重要課題であることを踏まえ、あらゆる人権問題の解決や一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けて、関係機関と連携しながら、人権に関する正しい理解と認識を高める活動を推進する。

- (1) 第2次京丹後市人権教育・啓発推進計画に基づき、人権教育・啓発を推進していく指導者の養成や、生涯のあらゆる場面で人権について学ぶことができる人権教育・啓発資料などの整備を図る。

- (3) 地域づくりを基盤とした学習活動を進めることによって、地域における市民の連帯感を高めるとともに、地域リーダーの育成を図る。
- (4) 地域学校協働本部の活動を推進し、地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等が参画し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えることを目指すとともに、地域住民の生涯学習・自己実現に資することで、地域の活性化を図る。

重点 4 文化芸術の振興

1 文化の薫り高いまちづくり

市文化芸術振興条例に基づき文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民が生きがいのある生活を送ることができるよう地域の生活文化を育て、ゆとりと潤いのある地域づくりを推進する。

地域社会の形成と継続に大きな役割を果たしてきた文化芸術の力を未来へ発展的につないでいく。

- (1) 市民の継続的な文化芸術活動を促進するため、文化団体等の活動を支援するとともに指導者の養成を図る。
- (2) 地域の特色を生かした文化事業及び市民の自発的かつ日常的な文化芸術活動を育成する。
- (3) 文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、京丹后市文化芸術振興審議会の答申を踏まえ、市文化芸術振興計画を策定する。
- (4) 文化芸術活動の拠点である京都府丹後文化会館について、施設のさ

- (3) 地域づくりを基盤とした学習活動を進めることによって、地域における市民の連帯感を高めるとともに、地域リーダーの育成を図る。
- (4) 地域学校協働本部の活動を推進し、地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等が参画し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えることを目指すとともに、地域住民の生涯学習・自己実現に資することで、地域の活性化を図る。

重点 4 文化芸術の振興

文化芸術振興条例および文化芸術振興計画に基づき文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民が文化芸術を楽しみ人が輝くまちづくりを推進する。

地域の文化芸術を次代へ引き継ぐとともに、文化芸術をとおして人と地域をつなぎ、いかすことで誰もが「愛着」と「誇り」を実感できるまちづくりを目指す。

- (1) 文化芸術活動の機会を充実させるため、質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会や、だれもが気軽に演奏や発表ができる場を創出する。
- (2) 人材をはぐくむため、文化芸術に関する専門人材を配置するとともに、専門的な指導者を活用することによって、次世代を担う子どもたちをはぐくむ。
- (3) 文化芸術活動をしやすくするための公共施設等の整備や、施設間のネットワークを構築する。また、文化ホールのあり方や図書館の整備を検討する。
- (4) 次世代へ文化的資源を継承するため、京丹後の歴史文化や地域の伝

らなる活用を推進するとともに、リノベーション工事に向け、京都府に対して要望活動を進める。

2 芸術鑑賞の機会及び情報の提供

市民の豊かな心を育むため、優れた文化芸術に親しむ機会を充実するとともに伝統文化活動の推進を図る。

- (1) 関係機関・団体との連携を強化し、優れた文化芸術や伝統文化に親しむ機会の拡充を図る。
- (2) 文化芸術に関する様々な情報の収集と提供に努める。

重点5 文化財の保護と活用

先人が残してきた郷土の歴史・文化財を後世に伝えるため、史跡・資料館施設の整備充実を図るとともに、歴史や文化財を学習する機会を充実し、歴史文化に深い理解と関心を持つ人材の育成・活用を進める。

- (1) 文化財保存活用地域計画の策定を行い、京丹後の輝かしい資産を観

統行事、民俗芸能などを次世代に伝える。

- (5) 地域の文化芸術情報を知ってもらうため、イベント、行事、団体などの情報を市内外へ発信するとともに、助成制度などの情報を収集し広く周知する。
- (6) 文化芸術をまちづくりに広く活かすため、文化的資源の魅力を市内外へ発信し、地域・世代・国籍などを超えた交流を図り、文化芸術の力を観光に活かす。

重点5 文化財の保存と活用

1 京丹後の「光」をつなぐまちづくりの推進

「京丹後市文化財保存活用地域計画」に示した将来像「丹後半島に語り継がれる先人の息づかいが感じられるまち～輝きの古代から煌めきの未来へ～」を達成するため、「丹後半島」における多彩な交流、交易、人々の暮らしが生み出した歴史文化や文化財を京丹後市の煌めく魅力としての「光」と捉え、「光」を未来につなぐ誇りあるまちづくりを進める。

- (1) 丹後半島の「光」を自らみつめ、つなぐべき価値を明らかにするた

光や地域振興に積極的にいかす。

- (2) 資料館の整備充実を図るとともに、資料館等の文化財関連施設の機能をいかした学習及び体験活動を推進する。
- (3) 網野銚子山古墳等の史跡整備を進め、観光や地域振興に積極的にいかす。
- (4) 所有者や地域、市民団体等による文化財の保護活動を支援する。
- (5) 学校園所、家庭、地域と連携し京丹後市の歴史・文化等を学ぶ「丹後学」などの学習を支援し、子どもたちの郷土への愛着と誇りや将来への夢と希望を育む。
- (6) 地域の文化財保全のため、市民への啓発と土地等の開発調整に取り組む。
- (7) 文化財セミナーや京丹後史博士育成講座、文化財の現地見学等、市民を対象とした歴史・文化の学習機会を充実するとともに、学んだ知識や体験をまちづくりや地域活性化にいかすことのできる人材の育成・活用を図る。
- (8) 市史編さん事業及びその後の調査で明らかになった郷土の文化財、

め、計画的に文化財の調査・研究を進め、デジタル化や記録保存に取り組む。

- (2) 地域の風景の中に生きる「光」を確実に後世につなぐため、所有者や地域、市民団体による文化財の保護活動等を支援するとともに、資料館等の文化財関連施設の整備充実を図り、機能をいかした学習及び体験活動を推進する。
- (3) 多彩な「光」をいかして京丹後の魅力に磨きをかけるため、多様な媒体を用いて魅力を発信するとともに、教育・観光等さまざまな分野と連携し、文化財の活用を推進する。
- (4) 京丹後市の「光」を誇りに思い、語り伝える人を地域で育てるため、講座や現地見学等、市民を対象とした歴史・文化の学習機会を充実し、学んだ知識や体験をまちづくりや地域活性化にいかすことのできる人材の育成・活用を図る。
- (5) 「光」を未来につなぐための持続可能な体制を構築するため、地域や団体、大学、行政等が連携し、市全体で文化財を継承する体制づくりを進める。

2 歴史文化の特徴を活かした文化財の保存・活用の推進

「京丹後市文化財保存活用地域計画」に示した歴史文化の特徴を活かし、戦略的・先導的に文化財の保存・活用を推進する。

- (1) 文化財保存活用地域計画に示した 11 のストーリーを関連文化財群として一体的に保存・活用を図り、本市の歴史文化の魅力を発信する。
- (2) 学校園所、家庭、地域と連携し京丹後市の歴史・文化等を学ぶ「丹後学」などの学習を支援し、子どもたちの郷土への愛着と誇りや将来への夢と希望を育む。
- (3) 網野銚子山古墳等の史跡整備を進め、観光や地域振興に積極的にい

歴史の調査成果を普及啓発し、地域づくりにいかす。

- (9) 琴引浜の鳴き砂など、ユネスコ世界ジオパークに認定された山陰海岸ジオパークを構成する地質遺産を教育にいかし、普及啓発を図る。
- (10) 京丹後市デジタルミュージアム、文化財デジタル図書室などインターネット環境を活用して、京丹後市の文化財を普及啓発する。

重点 6 生涯スポーツの推進

1 ライフステージに応じたスポーツ施策の推進

生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む基盤として、全ての市民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会の充実を図る。

- (1) 子どもから高齢者まで、気軽に楽しく続けられるスポーツに取り組むためのきっかけづくりとして「チャレンジデー」を実施するなど、身体を動かすことの「楽しさ」や「喜び」に触れる機会を創出する。
- (2) 高齢者がいくつになっても元気で動けるよう、健康寿命を伸ばす運動・スポーツの推進に取り組む。
- (3) 子どもたちがスポーツに親しむことのできる環境を整備し、身体を動かすことの「楽しさ」や「喜び」を実感できる機会の充実を図るとともに、過度な運動による事故や怪我を防止できるよう、指導者に向けた学習機会の提供に努める。
- (4) スポーツを通じた障害者の社会参加及び共生社会の実現に向け、障害者と健常者が一緒になって楽しめるスポーツの普及を目指し、障害の有無に関わらず全ての人が身近にスポー

かす。

- (4) 地域の文化財保全のため、市民への啓発と土地等の開発調整に取り組む。
- (5) 琴引浜の鳴き砂など、ユネスコ世界ジオパークに認定された山陰海岸ジオパークを構成する地質遺産を教育にいかし、普及啓発を図る。

重点 6 生涯スポーツの推進

1 ライフステージに応じたスポーツ施策の推進

生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む基盤として、全ての市民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会の充実を図る。

- (1) 子どもから高齢者まで、気軽に楽しく続けられるスポーツに取り組むためのきっかけづくりとして「チャレンジデー」を実施するなど、身体を動かすことの「楽しさ」や「喜び」に触れる機会を創出する。
- (2) 高齢者がいくつになっても元気で動けるよう、健康寿命を伸ばす運動・スポーツの推進に取り組む。
- (3) 子どもたちがスポーツに親しむことのできる環境を整備し、身体を動かすことの「楽しさ」や「喜び」を実感できる機会の充実を図るとともに、過度な運動による事故や怪我を防止できるよう、指導者に向けた学習機会の提供に努める。
- (4) スポーツを通じた障害者の社会参加及び共生社会の実現に向け、障害のある人もない人も一緒になって楽しめるスポーツの普及を目指し、障害の有無に関わらず全ての人が身近にスポー

ツに楽しめる環境づくりを進める。

- (5) スポーツ推進委員のスポーツの推進のための事業に係る連絡調整並びに、市民に対するスポーツの実技指導者としての資質向上に努めるとともに、地域や公民館及び小・中学校PTAなどと連携したスポーツ人口の拡大を図る。

2 スポーツ競技力の向上

各種スポーツ団体との連携を強化し、競技人口の拡大、ジュニアアスリートの育成とあわせて指導者の養成を進めることにより、競技力の向上を図る。

- (1) 競技スポーツ振興の中心的な組織である京丹後市体育協会の活動を支援し、競技力の向上を図る。
- (2) ワールドマスターズゲームズなどの国際大会開催に向けた取組を通して、世界のトップアスリートと触れ合う機会を提供し、競技技術の向上に対する意欲を高める。
- (3) 個々の選手の特性に沿ったコーチングスキルの普及を目的に、体育協会や競技団体の活動を支援し、指導者の指導力の向上及び育成に努める。
- (4) 京丹後はごろも陸上競技場について、競技会の誘致や陸上教室、陸上記録会、合宿など様々な利用を促進し、あらゆるスポーツの基礎となる陸上の競技力向上につなげる。
- (5) 久美浜湾カヌーセンターについて、国際大会をはじめ、国内の競技会やスポーツ合宿等の誘致、「ジオ・スポーツ」など地域特性をいかしたスポーツの拠点施設として、利活用を図り、地域の活性化や競技力向上を図る。

3 スポーツ・レクリエーション環境の整備・充実

ツに楽しめる環境づくりを進める。

- (5) スポーツ推進委員のスポーツの推進のための事業に係る連絡調整並びに、市民に対するスポーツの実技指導者としての資質向上に努めるとともに、地域や公民館及び小・中学校PTAなどと連携したスポーツ人口の拡大を図る。

2 スポーツ競技力の向上

各種スポーツ団体との連携を強化し、競技人口の拡大、ジュニアアスリートの育成とあわせて指導者の養成を進めることにより、競技力の向上を図る。

- (1) 競技スポーツ振興の中心的な組織である京丹後市スポーツ協会の活動を支援し、連携して競技力の向上を図る。
- (2) ワールドマスターズゲームズなどの国際大会開催に向けた取組を通して、世界のトップアスリートと触れ合う機会を提供し、競技技術の向上に対する意欲を高める。
- (3) 個々の選手の特性に沿ったコーチングスキルの普及を目的に、スポーツ協会や競技団体の活動を支援し、指導者の指導力の向上及び育成に努める。
- (4) 京丹後はごろも陸上競技場や久美浜湾カヌーセンターをはじめとする多様なスポーツ施設の活用、利用促進について、競技会の誘致や、記録会、合宿など様々な利用促進策に取り組み、地域の活性化や競技力向上を図る。

3 スポーツ・レクリエーション環境の整備・充実

市民の日常的なスポーツ・レクリエーション活動を促進するため、活動の拠点である社会体育施設・設備の整備に努める。

- (1) 市民が安全に安心して利用できるスポーツ・レクリエーション環境を提供するため、社会体育施設の設備の点検・整備に努める。
- (2) 老朽化した施設や利用実績が少ない施設は、用途変更や廃止等の見直しを検討し、施設のより効果的、効率的な管理運営に努める。
- (3) 社会体育施設の効果的、効率的な管理運営を促進するため、指定管理や委託などの管理運営体制を検討する。

4 スポーツ観光のまちづくり

自然豊かな観光資源を活用した「ジオ・スポーツ」や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会でのホストタウン事業の実施成果及びワールドマスターズゲームズ などの国際スポーツ大会を通じ、国内外からスポーツ選手や観光客を呼び込み、スポーツと観光が融合したスポーツ観光のまちづくりを進めることにより、スポーツによる地域の活性化を図る。

- (1) 「ジオ・スポーツ」や滞在型のスポーツイベントの開催を積極的に支援し、交流人口の拡大を図る。
- (2) スポーツ情報の効果的な発信に努める。
- (3) 社会体育施設の整備・充実を図りながら、全国規模のスポーツ大会や合宿の誘致ほか、外国人の誘客につながるスポーツ観光の情報発信の強化に取り組み、スポーツによるまちづくりを進める。
- (4) 地域と一体となったスポーツ観光を推進するため、「する」「見る」以外に「支える」ことでも得られるスポーツの「楽しさ」や「喜び」を感じる機会の提供や、大会等運営ボランティアの育成に努めるとともに、地域全体で「スポーツ・ツーリスト」を迎え入れる雰囲気高める。

市民の日常的なスポーツ・レクリエーション活動を促進するため、活動の拠点である社会体育施設・設備の整備に努める。

- (1) 市民が安全に安心して利用できるスポーツ・レクリエーション環境を提供するため、社会体育施設の設備の点検・整備に努める。
- (2) 老朽化した施設や利用実績が少ない施設は、用途変更や廃止等の見直しを検討し、施設のより効果的、効率的な管理運営に努める。
- (3) 社会体育施設の効果的、効率的な管理運営を促進するため、指定管理や委託などの管理運営体制を検討する。

4 スポーツ観光のまちづくり

自然豊かな観光資源を活用した「ジオ・スポーツ」や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会でのホストタウン事業の実施成果及びワールドマスターズゲームズ2027などの国際スポーツ大会を通じ、国内外からスポーツ選手や観光客を呼び込み、スポーツと観光が融合したスポーツ観光のまちづくりを進めることにより、スポーツによる地域の活性化を図る。

- (1) 「ジオ・スポーツ」や滞在型のスポーツイベントの開催を積極的に支援し、交流人口の拡大を図る。
- (2) スポーツ情報の効果的な発信に努める。
- (3) 社会体育施設の整備・充実を図りながら、全国規模のスポーツ大会や合宿の誘致ほか、外国人の誘客につながるスポーツ観光の情報発信の強化に取り組み、スポーツによるまちづくりを進める。
- (4) 地域と一体となったスポーツ観光を推進するため、「する」「見る」以外に「支える」ことでも得られるスポーツの「楽しさ」や「喜び」を感じる機会の提供や、大会等運営ボランティアの育成に努めるとともに、地域全体で「スポーツ・ツーリスト」を迎え入れる雰囲気高める。

重点 7 社会教育推進体制の充実

社会教育を効果的に推進するために、社会教育関係委員及び社会教育関係職員の研修機会の拡充に努め、資質の向上を図る。

- (1) 社会教育関係委員の活動を活性化し、社会教育の計画的かつ系統的な推進を図る。
- (2) 社会教育関係職員の資質の向上を図るため、研修及び交流機会の拡充に努める。

重点 7 社会教育推進体制の充実

社会教育を効果的に推進するために、社会教育関係委員及び社会教育関係職員の研修機会の拡充に努め、資質の向上を図る。

- (1) 社会教育関係委員の活動を活性化し、社会教育の計画的かつ系統的な推進を図る。
- (2) 社会教育関係職員の資質の向上を図るため、研修及び交流機会の拡充に努める。